

事業から発生するごみの排出ルールについて

ご存知ですか？

事業から発生するごみ（以下：事業系ごみ）は、排出した事業者が責任をもって処理することが法律で定められています。また、ごみの種類によって排出する方法に違いがあり、**分別の仕方は家庭系と大きく異なるため、事業系ごみの排出ルールをきちんと理解しましょう。**

1 事業系ごみを家庭ごみの集積所に出すことはできません。

不法投棄になります！
絶対に出さないでください。



2 事業系ごみは市では収集していません。

収集運搬の許可を受けた業者に委託してください。

※ 事業系一般廃棄物は市の処理センターへ、産業廃棄物も委託先によっては、自ら搬入することも可能です。

3 事業系ごみと家庭ごみの分別は大きく異なります！

事業から出るごみは、大きく**事業系一般廃棄物**と**産業廃棄物**に分別されます。

事業系一般廃棄物

例)



産業廃棄物

例)

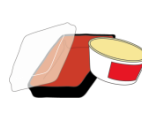
プラスチック



不織布等の
石油由来製品



ポリ袋

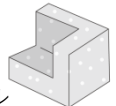


弁当容器



ペットボトル

発泡スチロール



金属くず



空き缶



針金ハンガー

ガラスくず



びん



ガラスのコップ

※従業員が排出する弁当容器なども産業廃棄物になります。

分別については処理業者の分別区分に従ってください。

事業系一般廃棄物に産業廃棄物は混ぜないでください！

4 分別したごみの種類によって、処理委託先が異なります

事業から発生するごみ

事業系一般廃棄物

市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者

産業廃棄物

産業廃棄物処理業の許可を有する業者

許可業者の探し方

一般廃棄物⇒ 右キーワード検索

産業廃棄物⇒ (公社) 神奈川県産業資源循環協会 (045-681-2989) へお問合せください。

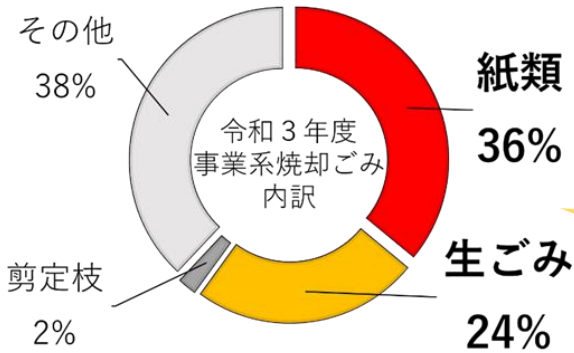
川崎市 排出事業者用情報一覧



事業系ごみの減量化・資源化及び

3R（発生抑制・再使用・再生利用）にご協力ください。

事業系ごみの中には、資源化できるものが含まれています。減量化・資源化することは環境保全のほか、ごみ処理費用の削減にもつながります。
この機会にぜひ「**事業系ごみの3R**」にご協力ください。



事業系一般廃棄物にはたくさんの紙ごみ、生ごみ等の資源物が入っています。

3Rに取り組むことは、事業所から発生するごみだけでなく、**ごみ処理費用の削減**につながります。

紙類の分別とリサイクル

川崎市 事業系古紙のリサイクル

再生利用できる紙類は分別して、リサイクルを進めましょう。分別リサイクルに向けては、現在契約されている収集運搬業者にご相談いただくか、川崎市HPに古紙のリサイクル業者の一覧を掲載していますので、ご覧ください。

再生利用できる紙の例



ダンボール・新聞紙・紙パック



雑紙（封筒・菓子箱・紙切端）



OA用紙・シュレッダーくず

生ごみの減量化・資源化

川崎市 事業系 生ごみのリサイクル

川崎市では、生ごみの減量化・資源化を推奨しています。川崎市のHPに生ごみのリサイクル方法、リサイクル業者の一覧等を掲載していますので、ご覧ください。

～まずはできることから～



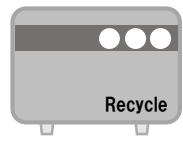
「使いきり」、「食べきり」、「水きり」の3きり運動を推奨しています。



生ごみのリサイクル業者への委託をご検討ください。



生ごみ処理機の導入をご検討ください。



木くずのリサイクル

川崎市 木くずのリサイクル

川崎市のHPに木くずのリサイクル方法、リサイクル業者の一覧等を掲載していますので、ご覧ください。

「食品ロス削減協力店」参加募集中！

川崎市 食品ロス削減協力店

川崎市では、食べ残し等の削減に取り組む市内の飲食店や小売店を「食品ロス削減協力店」として登録し、川崎市のHPで紹介しています。「食品ロス削減協力店」は随時募集しています。